

近畿中国森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を下記の者と締結したので、森林法第10条の17第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定書（写し）を縦覧に供する。

平成27年3月11日

近畿中国森林管理局長

- 1 協定の名称 高取地域公益的機能維持増進協定
- 2 協定区域 奈良県高市郡高取町大字高取314番1～4
- 3 協定の有効期間 自 平成27年4月 1日
至 平成30年3月31日
- 4 森林施業の種類 間伐
- 5 縦覧場所 近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所
- 6 縦覧期間 自 平成27年3月11日（水）
至 平成27年3月24日（火）